

県民コメント制度に基づく結果の公表について  
 (犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針)

インターネットカフェ等の店舗内における犯罪を防止するため、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例36号）の一部が改正（令和5年4月1日施行）されました。改正条例では、知事及び公安委員会が、インターネットカフェ等の事業者が行う従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した店舗の整備等に関する指針を定めることとなりました。

策定に当たって、令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）の間、県民コメント制度に基づき、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、2件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

2件（1名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	1	2
その他	0	0
合 計	1	2

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	0
B すでに案で対応済みのもの	0
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1
D 意見を反映できなかったもの	1
E その他	0
合 計	2

4 策定した指針及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/bouhanjyoreinado/tenposhishinkekka.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県県民生活部防犯・交通安全課（県庁第3庁舎1階）

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分 Tel 048-830-2945

- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館 1 階）

平日 9 時 00 分から 17 時 00 分 Tel 048-830-2543

- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 防犯・犯罪被害者支援担当

TEL 048-830-2945（直通）

FAX 048-830-4757

E-mail a2950-06@pref.saitama.lg.jp

「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」  
に対する御意見と県の考え方

- （反映状況の区分）
- A：意見を反映し、案を修正した
  - B：既に案で対応済み
  - C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
  - D：意見を反映できなかった
  - E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
<b>第2 具体的方策</b>				
1	施錠した個室で指定時間を超えた場合は、従業員が確認、声掛けをし、相手が拒否した場合は警察への通報を可能とする。	1	事前に店舗側で対応方策を検討しておくべきと考えます。	C
2	改修等を行う場合は、カード方式の施錠等を検討し、改修等に当たっては、警察の指導や改修計画を提出させた方がいいと思う。	1	施錠設備は、参考とさせていただきます。 改修計画の提出は、指針の位置づけ上求められません。	D